

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の
廃止及び教員の確保に関する意見書（案）

東京都では、令和5年4月7日時点で、正規教員のみならず臨時的任用教員や講師も配置することができない文字どおりの欠員が、公立の小学校だけで約80人も生じている。

教員不足の深刻化は、教員の長時間労働、退職や病気休職の増加、教員志望者の減少などによるものであり、根本的な解決が喫緊の課題となっている。その原因の一つとして、公立学校の教員に対し給料月額の4%の教職調整額を支給する代わりに、時間外勤務手当（残業代）を支給しないことを定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）がある。

国において給特法の改正が議論されているものの、教職調整額を4%から10%に引き上げるなどの見直し案が示されているに過ぎず、看過することはできない。支給額を引き上げたとしても、定額のままでは根本的な解決には至らない。

また、長時間労働を解消するためには、1日8時間労働を原則とし、一人当たりの仕事量を減らして、仕事量に見合った人員を配置する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 給特法を廃止し、公立学校の教員に対し、時間外労働時間に応じた時間外勤務手当（残業代）を支給できるようにすること。
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律を改正し、学級編制の標準を引き下げるとともに、教員の定数増を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て